

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等 に関するその他の論点

1985年 電気通信の自由化
電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

1996年 電気通信事業法改正
移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

1998年 電気通信事業法改正
長距離、国際料金等を届出制へ移行

2000年 プライスキャップ規制運用開始
1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の料金について
プライスキャップ規制の適用を開始

2004年 特定の役務を除き、原則、事前規制撤廃

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

原則、事前規制撤廃

- 料金その他の提供条件については、**原則、競争(+ 事後的な業務改善命令)**を通じて適正性を確保。
- ただし、**極めて公共性の高いサービスや、市場支配力を有する事業者のサービスのうち十分な競争が進展していないもの**については、行政が**事前にその適正性を判断**できるようにすることにより、**利用者利益を確保**。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)

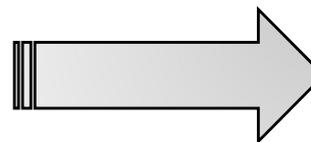


契約約款の事前届出義務

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

対象：NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話、専用線、FTTH、フレッツISDN、ひかり電話等



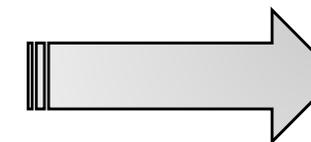
保障契約約款の事前届出義務

相対契約を除き、適正な電気通信サービスの提供を保障するために、必要最低限の料金及びその他の提供条件を定める契約約款。

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、内容、利用者の範囲等からみて、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

対象：NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話

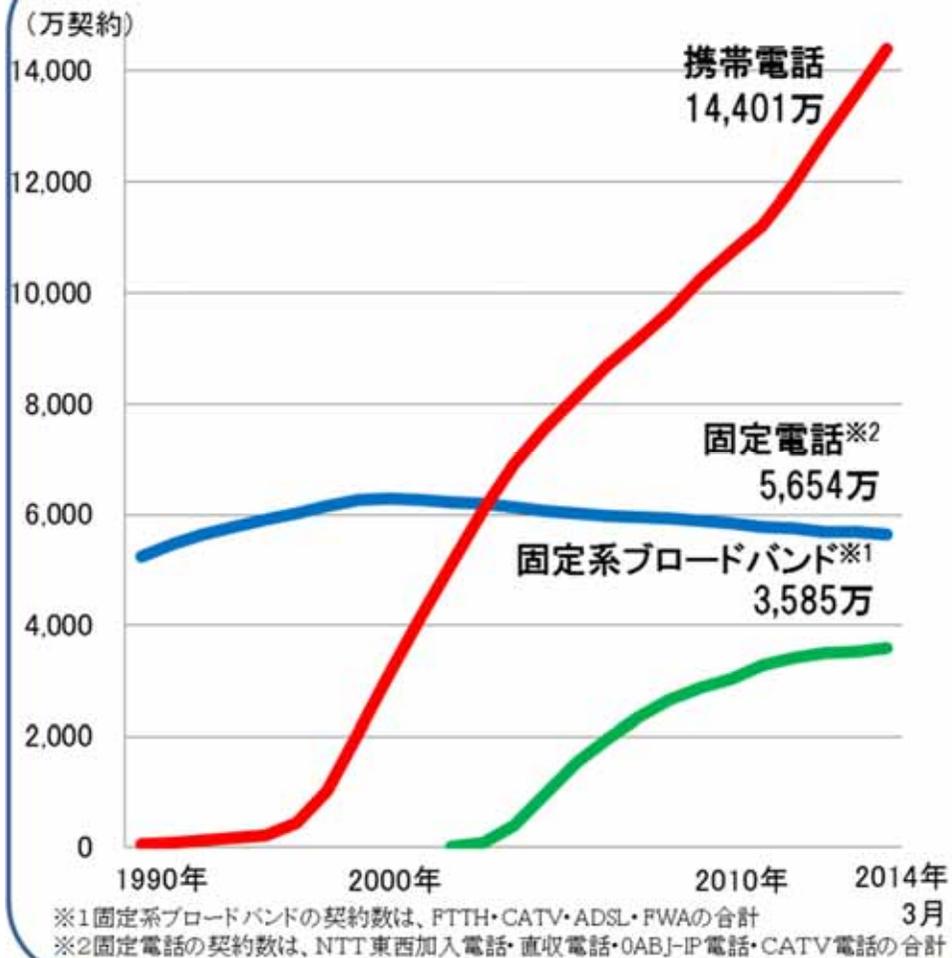


保障契約約款の事前届出義務 + プライスキャップ規制

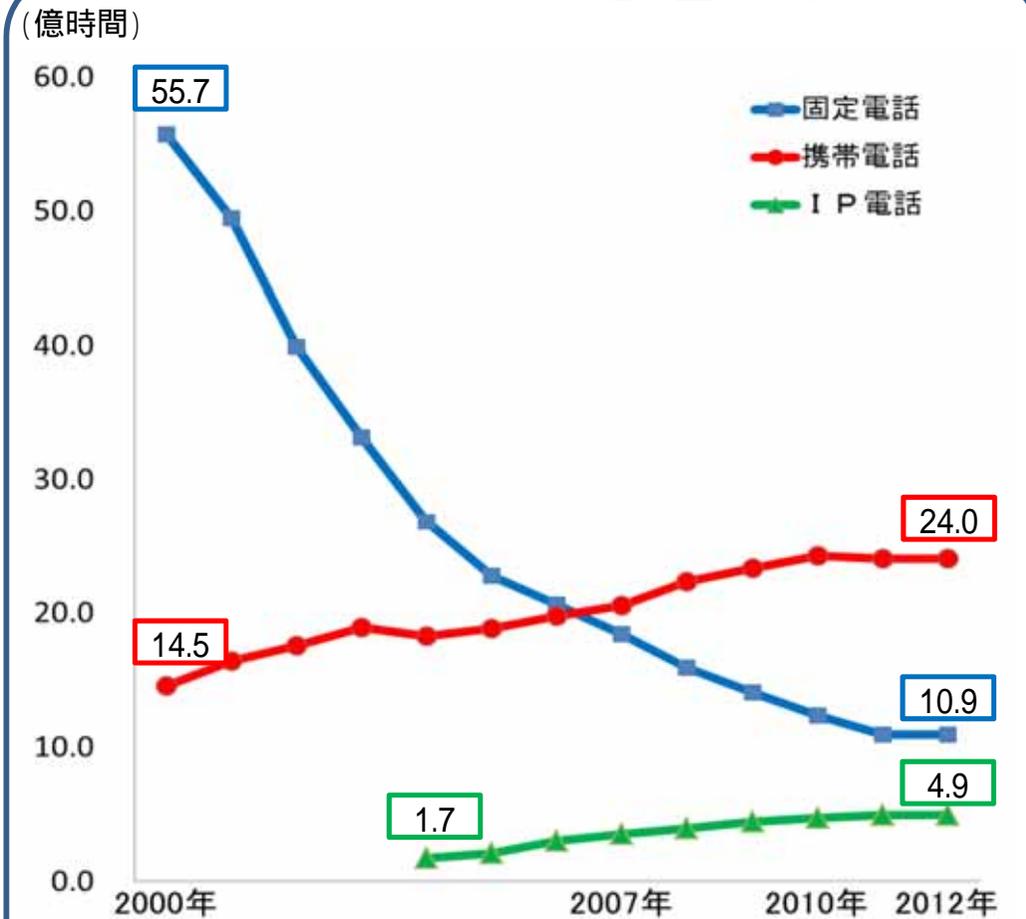
市場環境の変化

- 契約者数ベースで見た場合、固定通信サービスの需要が低下又は伸びが鈍化する一方、携帯電話の需要は、堅調に伸びている。
- 通信量として見た場合も、移動通信の需要が固定電話を上回っており、この差が拡大する傾向にある。

主な通信サービスの契約数の推移



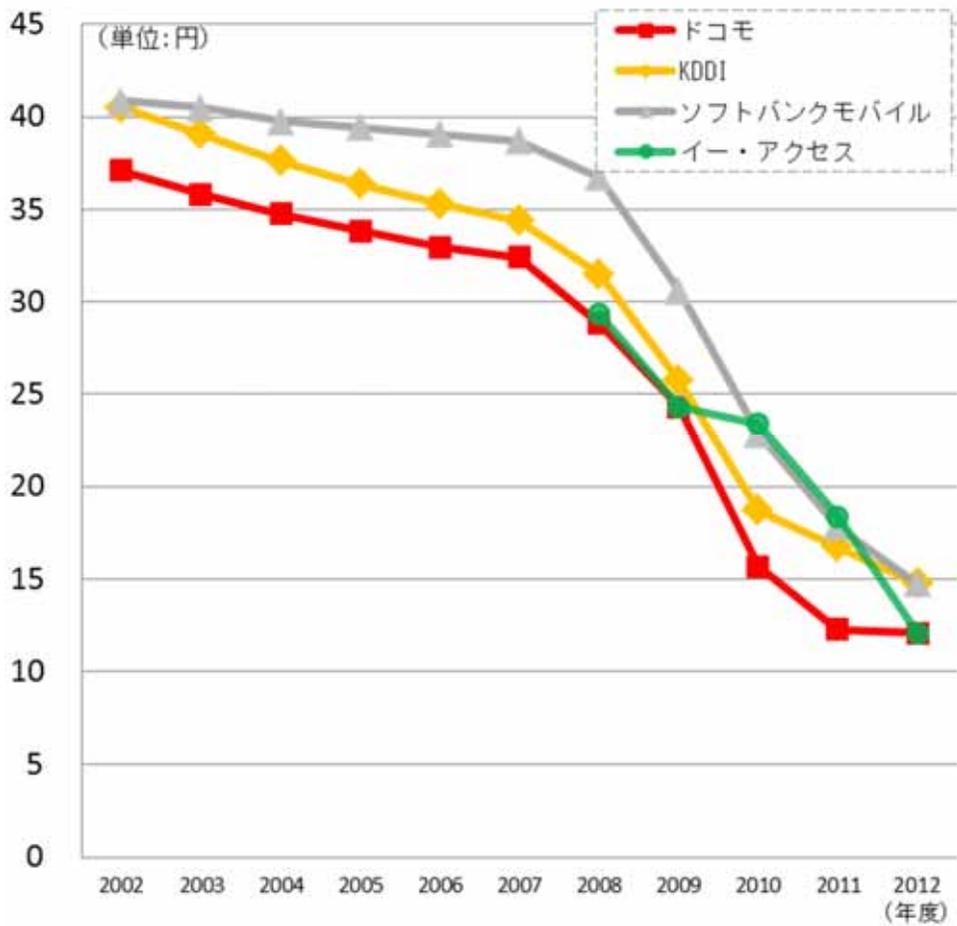
音声サービスに係る通信量の推移



音声接続料と通話料の推移

□ 2002年から2014年にかけて、携帯電話事業者のネットワークに対する接続料は約60%低廉化したものの、携帯電話に係る通信料金の低廉化は必ずしも進んでいない。

音声接続料の推移(昼間3分当たり)



通話料の推移例(昼間3分当たり)

移: KDDI 固: NTT東 (3分当たり:税抜)

事業者	2003年	2013年
移 移(自網)	120円	0円 ¹
移 移(その他)	120円	120円
移 固(同一県内)	100円	120円
固 移(同一県内) ²	90円	90円
(参考) 固 固(市内)	8.5円	8.5円

1 午後9時から翌1時までは120円
 2 固 移は、KDDIの料金設定。
 NTT東が料金を設定する場合は、52.5円。

スマートフォンの通信料金に関する課題

□ スマートフォンになり、音声通信については、**無料通話分がなくなり、30秒20円の従量制料金が適用されている。**

フィーチャーフォン

(税抜)

会社名	NTTドコモ(注1)						KDDI(注2)						ソフトバンクモバイル(注3)				
プラン名	タイプシンプルバリュー	タイプSSバリュー	タイプSバリュー	タイプMバリュー	タイプLバリュー	タイプLLバリュー	プランEシンプル	プランSSシンプル	プランSシンプル	プランMシンプル	プランLシンプル	プランLLシンプル	オレンジプランSSプラン	オレンジプランSプラン	オレンジプランMプラン	オレンジプランLプラン	オレンジプランLLプラン
基本料	743円	934円	1,500円	2,500円	4,000円	6,500円	743円	934円	1,550円	2,000円	3,950円	6,700円	1,700円	2,250円	3,200円	4,650円	7,400円
無料通話(5)	なし	1,000円(25分)	2,000円(55分)	4,000円(2時間22分)	6,000円(5時間)	11,000円(12時間13分)	なし	1,000円(25分)	2,000円(62分)	4,050円(2時間24分)	6,300円(4時間22分)	11,000円(13時間20分)	1,000円(25分)	2,000円(62分)	4,050円(2時間24分)	6,300円(4時間22分)	11,000円(13時間20分)
通話料	20円/30秒	20円/30秒	18円/30秒	14円/30秒	10円/30秒	7.5円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	16円/30秒	14円/30秒	12円/30秒	15円/分	20円/30秒	16円/30秒	14円/30秒	12円/30秒	15円/分

各社のプランのうち、主なもの。最大通話時間は、すべて音声通話で使用情况の場合のもの。なお、3社とも家族間の国内通話は24時間無料。

注1 「ファミ割MAX50」又は「ひとりでも割50」(いずれも2年契約)適用時の基本料

注2 「誰でも割」(2年契約)適用時の基本料

注3 「新・自分割」(2年契約)適用時の基本料



スマートフォン

(税抜)

会社名	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル	
プラン名	タイプXi にねん	LTEプラン	ホワイトプラン	Wホワイトプラン
基本料	743円	934円(注)	934円	1,868円
通話料	20円 / 30秒	1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円 / 30秒	1～21時の自網内通話無料 上記以外は:20円 / 30秒	1～21時の自網内通話無料 上記以外は:10円 / 30秒
	Xiカケ・ホーダイ:667円 / 月 (自網内24時間無料)	au通話定額:477円 / 月 (自網内24時間無料)	定額オプション:477円 / 月 (自網内24時間無料)	

各社のプランのうち、主なもの。3社とも2年契約適用時の基本料で、家族間の国内通話は24時間無料

注 「誰でも割」適用時の基本料

- データ通信料金(従来プラン)については、定額部分が月額5,700円(上限7GB)を基本として設定され、一般の利用者(月平均2GB)の利用実態との乖離がある。

通常の手データ定額料金

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは5,200円/月)
KDDI	LTEフラット	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)

携帯電話事業者の提供する割安料金プラン

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ ライト	4,700円	月3GBの容量制限 (2012年10月～)
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 「スマートフォンforジュニア」向け
KDDI	LTEフラット(スマートバリュー適用時)	4,767円	月7GBの容量制限 (提携する固定通信サービスの利用(注1)による割引適用時。 加入から2年間は、4,290円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 「シンプルスマホ」(3Gのみ)向け

注1 利用料金: 3,900円/月～5,700円/月

各事業者とも、平成26年4月現在の提供プラン。金額は税抜。容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる。

(出典: 各社のホームページをもとに作成。平成26年5月時点の料金)

主要携帯電話事業者3社による新料金プラン

- 主要携帯電話事業者3社は、新料金プランを発表し、適用を開始(本年6月～)。
- データ通信料金が多様化し、また、通話料に定額制が導入されるなど利用者利便の向上が見られる。
- 他方、各社横並びで基本料が国内通話料を含む設定となったことから、通話を多くする利用者にとって負担軽減になる一方、通話をあまりしない利用者にとっては負担増になる場合もある。

新料金プラン(スマートフォンの場合)

(税抜)

事業者名		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル
基本料 (国内通話のかけ放題を含む)		2,700円	2,700円	2,700円
データ通信料金	2GB	3,500円	3,500円	3,500円
	3GB	-	4,200円	-
	5GB	5,000円	5,000円	5,000円
	8GB	-	6,800円	-
	10GB (2.5GB)	9,500円 (2,375円)	8,000円	9,500円 (2,375円)
特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・10GB以上のプランで家族間でデータ通信量をシェア可能。 ・2014年6月1日開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3GB、8GBのプランも提供。 ・データ通信量を家族に融通可能。 ・2014年8月13日から順次開始予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10GB以上のプランで家族間でデータ通信量をシェア可能。 ・残った通信量を翌月に繰り越し可能。 ・2014年7月1日から順次開始。

括弧内は家族4人でデータをシェアする場合の一人当たりのデータ使用量及び月額料金。

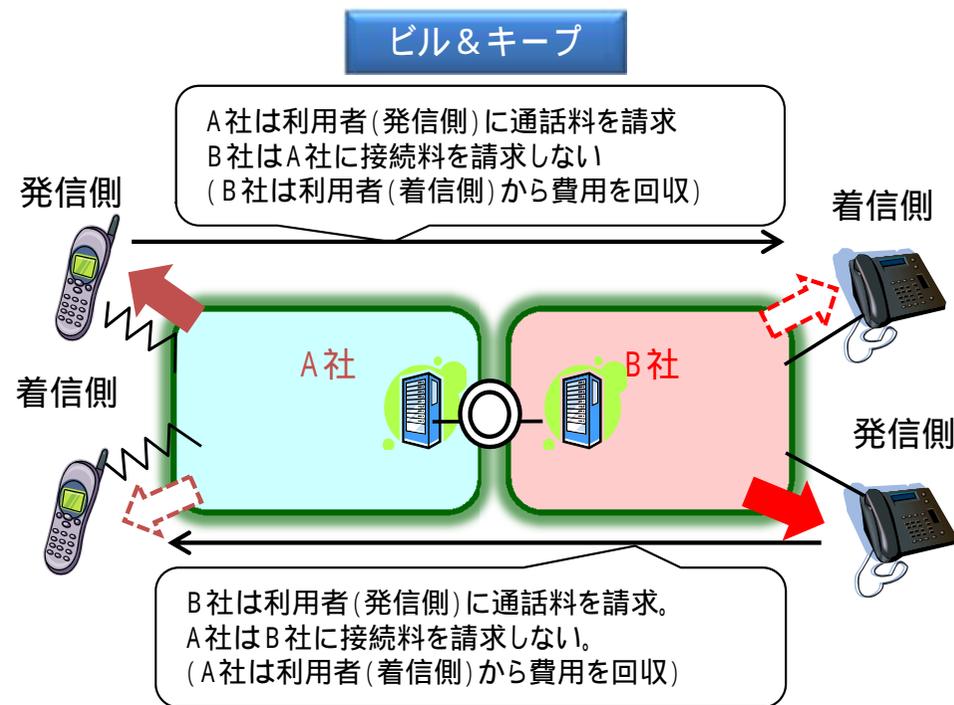
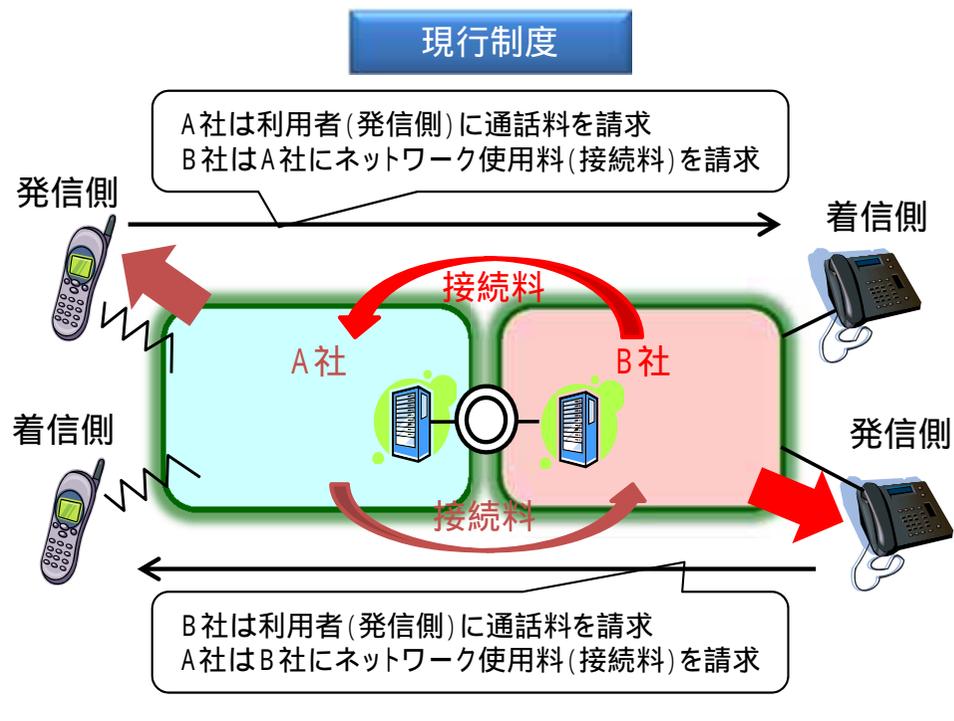
(出典)各社ウェブサイトより作成。

- 通信サービス料金については、「ICTサービス安心・安全研究会 中間取りまとめ」において、
 - 各事業者は、データ通信料金について、**利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金をプランを提供することが適当**である。
 - **音声通話**についても、今後、VoLTEの導入が予定される中、益々多様化することが想定される利用者の利用実態やニーズに合わせた、**利用しやすいサービス及び料金プラン**について、**各事業者において引き続き検討が行われることが適当**であると考えられる。と指摘されている。

- この他、現行の接続料及び利用者料金に係る制度の下では、**活発な競争により料金低廉化が進むサービス**がある一方、**料金低廉化が必ずしも進んでいないサービスも存在する**。こうした現状について、最近の環境の変化も踏まえつつ、どのように認識し、対応していくことが適当と考えるか。

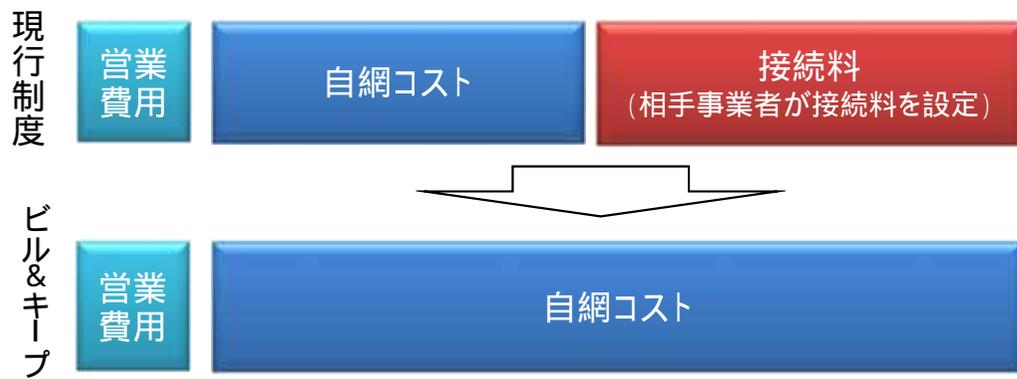
(参考1-1) 音声接続料制度におけるビル&キープ方式について

□ ビル&キープとは、音声通信等において、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする方式。



ビル&キープ方式導入効果

(通話料の費用構造イメージ)

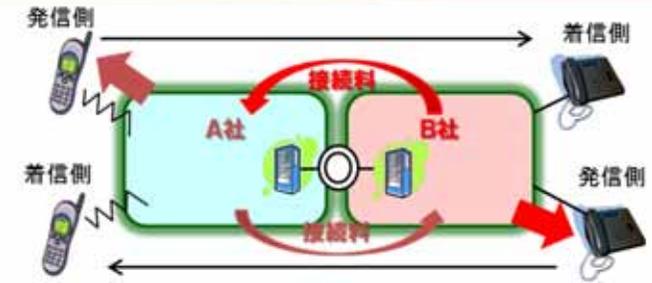


- 自網コストの削減による費用削減効果が高まるため、ネットワーク効率化のインセンティブが働きやすい。
- 他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を決定することが可能。

(参考1-2)これまでのビル&キープの議論の動向と欧米の動向

■我が国におけるこれまでの検討状況

通信量が均衡している場合に適用する方式として、接続料制度への導入を検討。



(1) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会(2006年9月)

「NTT東西と競争事業者との間のトラフィックが事業者により大きく異なる…現状においてビル&キープを導入することは困難であり、将来的な検討課題として位置づけることが適当」

(2) 次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会(2008年12月)

「1)適用基準の適正・透明な設定・運用、2)接続事業者の経営面に与える影響、3)現行の接続制度との関係、といった観点から検討・整理すべき課題が多数存在」することから「今後、…上記課題について関係事業者間等で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否について判断することが適当」

(3) 情報通信審議会における議論(2009年10月答申)

「(ビル&キープの導入により)得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられない」

【事業者から示されたビル&キープ導入に対する慎重意見】

コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要。

(対指定設備との接続 について)ビル&キープ方式が適用される事業者と適用されない事業者が混在すると、接続料の適正性・公平性が検証できなくなる。

第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に係る接続料は、適正な原価等を基に算定されることとなっている。

米国及び欧州の動向

米国の最近の動向

ビル&キープの導入を決定(2011年10月FCC採択)

発信側と受信側は双方ともに通話から利益を得るという観点に立てば、トラフィックの方向は意味を持たないとし、固定電話の接続料についても2020年までにビル&キープに移行することを決定。(携帯電話の接続料は非規制であるが、ビル&キープが一般的。)

ビル&キープの導入により、IP化への移行の一層の促進が期待。

EUの最近の動向

接続料を大幅に低廉化する方針を決定(2009年5月EU勧告)

通話は、発信側だけでなく、着信側も便益を得るため、**発信側と着信側の双方がコストを負担する**との考え方の下、EU加盟国に対し、2012年までに固定及び携帯電話の着信接続料を大幅に低廉化する規制を導入するよう勧告。

コスト算定に用いるモデルとして、競争市場における効率的な技術であるIPを想定。

(参考1-3) 主要国における音声接続料の概要

		米国	EU勧告	英国	フランス	ドイツ	日本
接続料規制適用事業者	移動系	-	SMP事業者 (市場シェア20%を基準とすることを推奨)	MNO 4社 (Everything Everywhere Hutchison 3G O2 Vodafone)	MNO 4社 (Orange SFR Bouygues Free Mobile) MVNO 2社 (Lycamobile Omea Telecom)	MNO 4社 (T-mobile Vodafone O2 E-plus)	第二種指定電気通信 設備設置事業者 (NTTドコモ KDDI ソフトバンクモバイル 沖縄セルラー電話)
	固定系	全てのLEC	全SMP事業者	BTのみ (全事業者にBTと同額とするよう要請)	全SMP事業者	全SMP事業者	第一種指定電気通信 設備設置事業者 (NTT東日本 NTT西日本)
着信接続料算定方式	移動系	2020年までにBill&Keepに移行予定。 (現在、プライスカップ規制等)	PureLRIC(1)方式を基本とする規制 ²	PureLRIC方式に基づく上限料金規制	PureLRIC方式に基づく上限料金規制	LRIC方式に基づく上限料金規制	実績原価方式に基づく届出制
	固定系		PureLRIC方式を基本とする規制 ²	PureLRIC方式に基づく上限料金規制	PureLRIC方式に基づく上限料金規制	LRIC方式に基づく認可制	LRIC方式に基づく認可制
着信接続料水準	移動系	規制なし (事業者間でBill&Keepを導入することが一般的)	-	1.189円/分 (0.690ペンス/分) (2013年4月～2014年3月)	1.131円/分 (0.8€¢/分) (2013年1月～)	2.53円/分 (1.79€¢/分) (2013年12月～2014年11月)	NTTドコモ: 3.42円/分 KDDI、沖縄セ: 4.26円/分 SBM: 4.38円/分 (2013年度)
	固定系	州際接続料: 0.502円/分 (0.49¢/分) ³ (2011年7月～2012年6月)	-	0.057円/分 (0.033ペンス/分) (2014年4月～)	0.113円/分 (0.08€¢/分) (2013年1月～)	0.509円/分 (0.36€¢/分) (2012年12月～2014年11月)	GC接続料: 1.80円/分 (2014年度) (参考)IGS接続料: NTT東: 1.103円/分 NTT西: 1.27円/分

1 PureLRICとは、費用配賦について、全ネットワーク費用を全通信量で平均する平均費用方式とは異なり、接続呼には接続呼により追加的に発生する費用のみを配賦する純粋増分費用方式とするもの。純粋増分費用方式は、配賦費用からネットワーク創設費の一部が除かれるため、平均費用方式よりも低廉な接続料となる。

2 2014年6月まで暫定措置を許容。

3 AT&Tの州際接続料を記載。州内接続料は州毎の規制となるが、一般に州際接続料より高いと言われ、30円/分程度(約0.3ドル/分)となる場合もある。市内接続料は一般に低廉で0円の場合もある。

料金は、以下のレートで換算
 ・1ドル = 102.42円
 ・1ポンド = 172.29円
 ・1ユーロ = 141.36円

(参考1-4) 関係事業者・団体等からの意見(ビル&キープ方式の導入)

現行の接続料制度を見直し、ビル&キープを導入すべき

NTTドコモが導入を決めた通話定額料金プランは競争を阻害するものであり、**接続料についてビル&キープ又はぶつ切り制を導入すべき。**(イー・アクセス)

MVNOのSIMカードの発行や携帯電話番号の直接割当などの施策に併せて検討されるべき

将来的には、イー・アクセスが主張されるようなビル&キープ制の導入も有力な方策。現状からいきなりビル&キープに移行するには様々な課題があります。MVNOが安価なサービスだけではなく、様々な付加価値を提供するサービス競争を実現するために、独自のSIMカードの発行や携帯電話番号の直接割り当てなどの施策も合わせて、**着信接続料のビル&キープ制についても検討すべき。**(テレコムサービス協会)

音声通信の接続料の在り方も含め、慎重に議論すべき

音声通信自体が減少を続け、LINE等のアプリケーションサービスへの需要のシフトも進み、**音声通信に係る接続料取引額がますます低下していくことが見込まれるため、ビル&キープ方式の導入の目的や適否のみならず音声通信の接続料の在り方も含め、市場環境の変化を踏まえながら、慎重に議論すべき。**(日本電信電話)

現行の接続料制度を大きく変更するため、生じ得る課題について慎重な議論が必要

各事業者がすべての事業者に相互接続しているわけではないため、**複数事業者の網を経由して接続・通信する場合にビル&キープ方式を導入すると、中継する事業者は網利用に対する適正な対価が得られず、コスト回収が困難となる可能性がある。**

そのため、適正なコスト負担と公正競争を確保する観点から、同方式導入のあり方について慎重に検討することが必要。(ケイ・オプティコム)

ビル&キープ方式については、双方の接続料水準や通信量を考慮し、**精算の一方法として事業者間個々の合意がなされる場合に行うものであり、事業者全てに対して導入することについては慎重に議論すべき。**(NTTドコモ)

接続料へのビル&キープの導入については、**大きな制度変更を伴うため、慎重な検討が必要。**(KDDI)

ビル&キープ等の導入にあたっては、**事業者間の取り決めに関する事項だけではなく、利用者の料金負担の在り方も含めた日本の通信制度が大きな変更となる可能性があるため、慎重に検討する必要がある。**

【検討すべき課題の例】 -接続通話における発信と着信のトラフィックアンバランスが生じる場合の公平なコスト負担の在り方

-中継事業者を経由する接続形態において発生する、中継事業者のネットワークコストの回収

-固定ネットワーク・携帯ネットワークなどの異なるネットワーク間での整備コストの差異

(ソフトバンク)

移動体事業者間のビル&キープについては、一方が指定電気通信事業者の場合、相手方の事業者と同等の網使用料水準を設定することとなり、その相手方事業者の網使用料水準が当指定電気通信事業者の接続約款単価と乖離がある場合、**ビル&キープを行う事業者と、網使用料を通常精算する事業者の間で、水準について差異が生じるため、広義で見れば差別的取扱いとなりうる。**(ジュピターテレコム)

移動体事業者と固定電話提供事業者間のビル&キープについては、**前提条件となる網機能の同等性についての条件から外れるものであるほか、精算する水準も、移動体事業者間のビル&キープと同様、ビル&キープによる精算事業者と通常精算を行う事業者間で差異を生じ、広義的には差別的取扱いとなりうるもので、問題がある。**(ジュピターテレコム)

(参考2-1) 現行の利用者料金等に対する規制の概要

- 基本的には、競争を通じて利用者料金等の適正化を図り、必要があれば事後規制(業務改善命令)によりこれを担保。
- ただし、第一種指定電気通信設備(ボトルネック設備)を設置する電気通信事業者(NTT東西)の役務については、特に必要なものについて事前規制(保障契約約款の届出義務やプライスカップ規制)を課し、その適正性を担保。

事前規制

競争事業者のサービス

携帯電話、PHS

FTTH、ADSL、ISDN、専用サービス 等

固定電話

IP電話(0AB~J-IP電話 及び050-IP電話)
基礎的電気通信役務に該当する0AB~J-IP電話を除く

基礎的電気通信役務 **契約約款の事前届出**
(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。)

加入電話に相当する0AB~J-IP電話
(加入電話を提供する者の0AB~J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

NTT東西のサービス

フレッツADSL等

指定電気通信役務 **保障契約約款の事前届出**
(ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。)

FTTH、フレッツISDN、専用サービス

ひかり電話
(加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当)

加入電話、第一種公衆電話

特定電気通信役務 **プライスカップ規制**
(指定電気通信役務であって、内容、利用者の範囲等からみて、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。)

加入電話、ISDN、公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

事後規制

業務改善命令

基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務については契約約款変更命令あり

(参考2-2) 電気通信事業法第29条第1項(業務改善命令)

- 業務改善命令は、電気通信事業者のサービス提供その他の業務の運営が不適切な場合に、その改善を命じることが可能。
- しかしながら、制度の趣旨を考慮すると、有効に競争が働いていない場合の是正手段としては限定的。

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命じることができる。

- 一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。
- 二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。
- 三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。
- 四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
- 七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。
- 八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。
- 九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。